

序. 本書の構成と使い方

本書は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下、「建築物省エネ法」という。)に係る技術的審査等を行う審査機関を対象とし、平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 265 号で定める外皮基準(外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率)、一次エネルギー消費量基準についての審査上のポイントを解説しています。

建築物省エネ法は住宅及び非住宅建築物のいずれも対象としていますが、本書は住宅に係る審査について登録住宅性能評価機関等の審査担当者が審査を行う際の解説書として利用することを目的に、以下の 7 つの章で構成しています。

1 章・2 章 では「建築物省エネ法」に関する概要の解説を行っています。認定までの手続きの流れや認定基準の枠組み、申請手続きに必要な図書をまとめています。

3 章 では住宅に係る基準の解説として、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率に係る基準の要点を整理しています。告示等については枠で囲みその下に解説を行っています。文章だけでは理解しづらい項目については極力図表を使用し、実務者の皆様が視覚的に理解しやすいよう工夫しています。

4 章 では住宅に係る一次エネルギー消費量基準の概要と解説を行っています。特に基準の解説では評価に必要な用語について整理し、設備機器ごとに行うべき性能の確認方法をまとめています。また、実際に国立研究開発法人建築研究所(以下「建研」という。)の「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」に入力することを前提とし、理解しづらい入力項目については具体的な計算例・判断例も掲載しています。

5 章 では共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出の考え方について解説しています。

6 章 では審査上の注意事項として、共同住宅における太陽光発電設備の審査時留意点について解説を行っています。

7 章 は資料編として、建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 28 年国土交通省告示第 265 号)における別表第 3 から第 8 を掲載し、その他外皮計算に必要な「取得日射熱補正係数を求めるための数表」、「年間日射地域区分および暖房期日射地域区分」等を掲載しています。



第1章	建築物省エネ法の概要	P.1
第2章	建築物省エネ法における認定制度	P.5
第3章	住宅に係る外皮基準の解説	P.23
	3-1 外皮性能基準の解説	P.29
	3-2 外皮仕様基準の解説	P.37
	3-3 外皮平均熱貫流率 (U_A) および平均日射熱取得率 (η_A) の解説	P.49
第4章	住宅に係る一次エネルギー消費量基準の解説	P.135
	4-1 一次エネルギー消費量性能基準の解説	P.139
	4-2 一次エネルギー消費量仕様基準の解説	P.151
	4-3 一次エネルギー消費量基準の審査方法	P.167
第5章	共同住宅に係る審査について	P.267
	5-1 共同住宅における住棟認定の考え方について	P.271
	5-2 共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の 算出について	P.275
第6章	その他	P.281
	6-1 共同住宅における太陽光発電設備の審査について	P.283
第7章	資料等	P.289
	7-1 告示に定める部位別仕様表	P.291
	7-2 取得日射熱補正係数 (f_1 及び f_2) を求めるための 数表	P.301
	7-3 市町村名別の地域の区分及び年間日射地域区分	P.357
	7-4 部位別仕様表 DB 付き外皮計算システム及び 温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト	P.435



1章

建築物省エネ法の概要

1章 建築物省エネ法の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため制定された法律となっている。

具体的には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「旧省エネ法」という。）で措置されていた300m²以上の建築物の新築等の「省エネ措置の届出」や、住宅事業建築主が新築する一戸建て住宅に対する「住宅トップランナー制度」等の措置を建築物省エネ法に移行した上で、新たに「大規模非住宅建築物の適合義務」、「特殊な構造・設備を用いた建築物の大臣認定制度」、「性能向上計画認定・容積率特例」や「基準適合認定・表示制度」等を措置したものである。

2章

建築物省エネ法における認定制度

2章 建築物省エネ法における認定制度

建築物省エネ法では、特殊な構造・設備を用いた建築物を認定する大臣認定制度のほか、より高いエネルギー消費性能を有する建築物を認定し容積率特例を受けることができる性能向上計画認定や、既存建築物が建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合していることを認定し、広告などに適合マークの表示が行える認定表示の制度が設けられている。

本審査マニュアルでは、大臣認定制度を除く上記2つの認定制度及び建築物省エネ法第7条に基づく表示制度について、第三者機関が技術的審査を行う方法等の解説を行う。

なお、これらの制度は、いずれも全ての建築物に義務付けられるものではなく、制度を利用するか否かは、建築物の所有者や供給者等の選択に委ねられることとなる。

1. 性能向上計画認定（法第30条関係）

建築物省エネ法第30条においては、省エネ性能の向上に資する建築物の新築または増築、改築、修繕、模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置・改修（以下「新築等」という。）の計画が、所定の認定基準に適合していると判断できる場合、当該計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を行うことができることとなっている。

認定を取得した際、性能向上計画認定に係る基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合は、建築物省エネ法施行令第13条で定める床面積（省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分（建築物の延べ面積の10%を上限。）は算入しないことができる（以下「容積率特例」という。）。

ここで、エネルギー消費性能向上のための設備とは、①太陽熱集熱設備、②太陽光発電設備、③その他再生可能エネルギー源を利用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの、④燃料電池設備、⑤コージェネレーション設備、⑥地域熱供給設備、⑦蓄熱設備、⑧蓄電池（床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）、及び⑨全熱交換器とされている。

なお、本認定は上記で記載した工事を行う場合に限定されているとともに、当該工事がエネルギー消費性能の向上に資する工事であることが必要となる。よってエネルギー消費性能の向上と直接の関係の無い工事（階段手すりの設置等）を行ったとしても認定の対象とはならないので注意する必要がある。

(1) 性能向上計画認定の申請

建築物省エネ法に基づき性能向上計画認定を受けようとする者は、着工前に建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁へ認定申請をすることができる。

認定対象は、容積率特例を受けるための建築物全体、融資や補助制度等の活用に資するための共同住宅における特定住戸部分や、非住宅部分のみなどに分かれるため、認定対象の別に応じた申請方法を選択することになる。

所管行政庁は認定の申請を受理した後、当該計画が認定基準に適合すると認めるときは、当該計画を認定し、その旨を申請者に通知することとなるが、この際、所管行政庁によっては表2-1-1で示す建築物の用途に応じて審査可能な機関（以下「登録省エネ判定機関等」という。）が、事前に交付する「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」（以下「技術的

審査適合証」という。)を認定申請に活用できる場合がある。

表2-1-1 技術的審査の可能な審査機関

対象建築物	審査機関
(1) 住宅部分	・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「登録住宅性能評価機関」
(2) 非住宅部分	・建築物省エネ法に基づく「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」

注1：上記機関が活用可能であることは、事前に建設地の所管行政庁の確認を行うことが必要となる。

注2：住宅部分・非住宅部分を含む複合建築物の場合は、登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を行っている機関に申請を行う必要がある。

また、性能向上計画認定の申請とともに、建築基準法に基づく建築確認（以下「建築確認」という。）の申請を併せて行うこともできるが、この場合は性能向上認定申請を行う際に建築確認の申請書を併せて提出しなければならない。

さらに、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定や届出（以下「省エネ適合性判定等」という。）が必要な建築物にあっては、性能向上計画認定を受けることにより当該省エネ適合性判定等をしたものとみなされることとなるが、省エネ適合性判定等の対象となる部分を除く部分認定を取得した場合、上記のみなしは行えないこととなる。

認定までの基本的な流れは図2-1-1のとおりである。

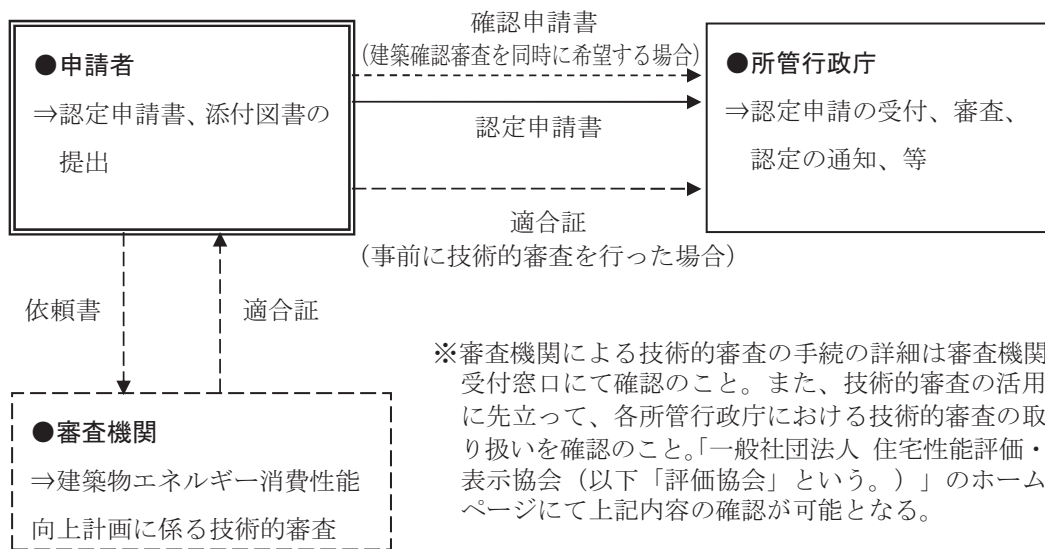


図2-1-1 性能向上計画認定の流れ

(2) 認定基準

性能向上計画認定の認定基準は、法第30条第1項において定めており、具体的には以下の①～③により構成されている。審査機関を利用する場合、①～③のいずれの項目の審査を行う必要があるかは、建設地を所管する行政庁により取扱いが異なるため、事前に所管行政庁に確認することが重要である。